

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
都城市宿泊基本計画

1 趣旨

宮崎県「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画」と連携し、「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市開催推進総合計画」に掲げる宿泊基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市宿泊基本計画」を策定する。

2 目的

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）をはじめ、都城市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係団体との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

3 内容

(1) 宿舎

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所を言う。以下同じ。）を利用する。
- イ 市内の旅館で大会参加者の収容することが困難な場合は、県・関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、近隣市町の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手及び監督とは別にする。
- エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財

団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。